

小松市における工事等契約に係る競争入札 参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱

平成元年6月1日訓令第3号
改正 平成25年4月15日訓令第1号
改正 平成25年12月5日訓令第3号
改正 平成26年12月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 小松市が発注する工事又は製造の請負、その他契約を行う場合において、競争入札に参加する資格を得ようとする者の資格の審査に関する事務の取扱及び指名の基準については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(申請書の提出)

第2条 市長は、競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする者以下「競争入札参加申請者」という。)の審査を行う場合には、当該競争入札参加申請者から競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を毎年1月から2月末日までに提出させるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、隔年に提出させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、競争入札参加申請者が新規に営業を開始した者であるとき、その他やむを得ない理由があると認める場合にはその都度申請書を提出させることができる。

(申請書の添付書類)

第3条 前項の申請書を提出させるときは、特別な理由のある場合を除き別表第1に定める区分に従い関係書類を添付させるものとする。

(級別の格付)

第4条 競争入札参加申請者から申請書の提出を受けたときは、資格審査を行い、契約の種類に応じ工事業者にあつては別表第2により、それぞれ格付を行うものとする。ただし、製造の請負及び委託業者にあつては格付をしないものとする。

2 級別の格付は、市内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可に係る主たる営業所を有する者にあつては同法第27条の23に規定する建設業者の経営に関する事項の審査の総合評点(以下「経審点数」という。)に、別に定める主観的事項に関する評点を加算した点数を市内に主たる営業所を有しない者にあつては経審点数を総合点数とする。

(資格審査の結果通知)

第5条 前条の規定により級別の格付をしたときは、競争入札参加申請者に対し、当該審査結果を資格決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(有資格者名簿の登録)

第6条 業者の級別格付後、競争入札に係る有資格者名簿(様式第3号。以下「有資格者名簿」という。)に登録するものとする。

2 第2条第2項により、申請書を提出した競争入札参加申請者について級別の格付をしたときは、直ちに前項に規定する有資格者名簿に追加して登録しなければならない。

(有資格者名簿の有効期間)

第7条 有資格者名簿の有効期間は、1会計年度限りとする。ただし、新年度の有資格者名簿が作成されるまでの間、従来の有資格者名簿を以て、これに代えることができるものとする。

(有資格者名簿の変更等)

第8条 競争入札参加者から申請書の提出があった後、当該申請者の住所、商号、代表者氏名、営業の内容、資本金等に変更があったときは、その都度資格申請内容変更届出書(様式第4号)を提出させるとともに、有資格者名簿を訂正するものとする。

2 前項の内容審査の結果、現在の級別の格付が著しく不相当であると認めるときは、級別の格付

けを変更することができる。この場合においては、資格変更通知書（様式第5号）により当該競争入札参加申請者に通知するものとする。

（有資格者の取消し）

第9条 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者は、有資格者としての権利を取り消すものとする。この場合において、その旨を当該有資格者に通知するものとする。

（競争入札参加者の資格）

第10条 競争入札に参加できる資格は、原則として、契約の種類及び金額に応じて定める区分ごとに格付けされたものとする。

（指名業者の選定）

第11条 指名競争入札の参加者を指名しようとするときは、別表第3に定めるところにより、有資格者名簿に登録された者の中から選定して行うものとする。ただし、必要がある場合には、上位又は直近下位の級に属する者の中から選定できるものとするが詳細は別表第3に定めるとおりとする。

2 前項ただし書の場合において該当する指名業者がないとき、又は僅少である場合を除きその数は、原則として選定される総数の半数を超えないものとする。

（選定事項）

第12条 前項の規定により指名業者を選定するに当たっては、次の各号に掲げる事項について、留意しなければならない。

（1）不誠実な行為の有無その他信用状態

（2）工事の成績

（3）工事施工能力

（4）技術的適正

（5）地理的条件

（6）地域貢献度

（7）同種同一工区

（8）軽微な工事

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第4に定めるとおりとする。

（選定の特例）

第13条 次の各号の一に該当するときは、第11条の規定にかかわらず、有資格者名簿によらないで指名業者を選定することができる。

（1）災害復旧など特に緊急を要する場合

（2）工事施工に特別な技術を要する場合

（3）契約履行につき法令の規定により官公署の許可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数である場合

（4）有資格者名簿に記載された者が少数又は皆無の場合

（5）その他市長において特に必要と認める場合

附 則

1 この訓令は、平成元年6月1日から施行する。

2 平成元年5月31日までに業者の提出した平成元年度競争入札参加資格審査申請書については、この訓令による申請書とみなす。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

○・・・要

次の表に○△印をつけた書類を提出してください

△・・・条件等により要

書類番号	書類の名称		建設業者				備考
			市内	準市内	県内	県外	
綴じ込み書類			市内	準市内	県内	県外	
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書		○	○	○	○	●市内・準市内業者（ホッチキス留め） ●県内・県外業者 ●市税は完納証明書 ●県税は第2号の3様式 ●国税は 法人：「法人税」と「消費税及び地方消費税」（その3の3様式） 個人：「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」（その3の2様式） ●県内業者で支店等の営業所に委任する場合は営業所一覧表要
2	経営規模等総括表						
3	許可（登録）証明書		○	○	○	○	
4	納税証明書 （1ヶ月以内有効）	市税	○	○			
		県税	○	○	○		
		国税	○	○	○	○	
5	工事（業務）経歴書（県内、県外業者は直前2カ年分）		○	○	○	○	
6	技術職員名簿		○	○	○	○	
7	営業所一覧表（許可業種のわかるもの）				△	○	
	建設業許可申請書及び別表			○			
8	法人（全部）現在事項証明書（3ヶ月以内有効）					○	
9	委任状（本店から支店又は営業所に権限を委任する場合のみ）			○	○	○	
10	使用印鑑届		○	○	○	○	
個別提出書類 ★綴じ込まないこと 太字は独自様式							
11	返信用封筒	格付け決定通知書送付用	○	○	○	○	●82円切手を貼付
		受理票送付用	△	△	△	△	
12	総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）		○	○	○	○	
13	主観的事項に関する調査票及び添付書類		○				
14	現場代理人及び主任技術者等登録確認書及び添付書類		○	○			
15	市内営業所登録申請書		○	○			
16	誓約書（暴力団に関する）		○	○	○	○	
17	役員等名簿		○	○	○	○	
18	提出書類確認票		○	○	○	○	

市内業者：主たる営業所の所在地が小松市内にあるもの

準市内業者：主たる営業所から小松市内の支店または営業所に権限を委任するもの

県内業者：主たる営業所の所在地が石川県内にあるもの

県外業者：主たる営業所の所在地が石川県外にあるもの

○・・・要
△・・・条件等により要

次の表に○△印をつけた書類を提出してください

書類 番号	書類の名称	建設コンサルタント等 業者				備 考
		市内	準市内	県内	県外	
綴じ込み書類						
1	測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	●市内・準市内業者（ホッチキス留め） ●県内・県外業者（ファイル綴・色は自由） ●市税は完納証明書 ●県税は第2号の3様式 ●国税は 法人 ：「法人税」と「消費税及び地方消費税」（その3の3様式） 個人 ：「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」（その3の2様式） ●県内（測量）業者で、営業所に委任する場合は営業所一覧表要
2	経営規模等総括表	○	○	○	○	
3	許可（登録）証明書	○	○	○	○	
4	納税証明書（1ヶ月以内有効）					
	市税	○	○			
	県税	○	○	○		
	国税	○	○	○	○	
5	工事（業務）経歴書（県内、県外業者は直前2ヵ年分）	○	○	○	○	
6	技術職員名簿	○	○	○	○	
7	営業所一覧表			△	○	
8	法人（全部）現在事項証明書（3ヶ月以内有効）				○	
9	委任状（本店から支店又は営業所に権限を委任する場合のみ）		○	○	○	
10	使用印鑑届	○	○	○	○	
個別提出書類 ★綴じ込まないこと 太字は独自様式						
11	返信用封筒（受理票送付用）	△	△	△	△	●82円切手を貼付、受理票送付希望者のみ
12	総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）					
13	主観的事項に関する調査票及び添付書類					
14	現場代理人及び主任技術者等登録確認書及び添付書類					
15	市内営業所登録申請書	○	○			
16	誓約書（暴力団に関する）	○	○	○	○	
17	役員等名簿	○	○	○	○	
18	提出書類確認票	○	○	○	○	

市内業者：主たる営業所の所在地が小松市内にあるもの

準市内業者：主たる営業所から小松市内の支店または営業所に権限を委任するもの

県内業者：主たる営業所の所在地が石川県内にあるもの

県外業者：主たる営業所の所在地が石川県外にあるもの

別表第2（第4条関係）

工事別入札参加者格付表

(1) 土木一式工事

級	総合点数
A	850点以上
B	710点以上、850点未満
C	590点以上、710点未満
D	590点未満

(2) 建築一式工事

級	総合点数
A	770点以上
B	660点以上、770点未満
C	580点以上、660点未満
D	580点未満

(3) 設備工事

級	総合点数
A	770点以上
B	680点以上、770点未満
C	610点以上、680点未満
D	610点未満

対象工事

電気工事
管工事
電気通信工事
機械器具設置工事
消防施設工事
清掃施設工事

(4) 舗装工事

級	総合点数
A	840点以上
B	700点以上、840点未満
C	700点未満

(5) 造園工事

級	総合点数
A	690点以上
B	580点以上、690点未満
C	580点未満

(6) その他工事

級	総合点数
A	730点以上
B	690点以上、730点未満
C	650点以上、690点未満
D	650点未満

「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、設備工事、舗装工事、造園工事以外の工事をいう。

別表第3（第11条関係）

1 工事別入札参加資格に対する発注予定金額の範囲

土木一式工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	850点以上	3,000万円以上
	B	710点以上、850点未満	1,500万円以上、3,000万円未満
	C	590点以上、710点未満	500万円以上、1,500万円未満
	D	590点未満	500万円未満

[備考] ①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとするが、発注予定金額が1千万円以上の工事にはDランク業者は指名しない。

②発注予定金額が5百万円以上1千万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

③発注予定金額が5百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所及び代表者自宅が同一町内の場合に限り指名できるものとする。

④小松市と除雪契約締結業者は、各年度契約始期から1年間、対象町内の発注工事に指名できるものとする。ただし、Aランク業者は5百万円未満の工事に適用しない（③を除く）。

建築一式工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	770点以上	7,000万円以上
	B	660点以上、770点未満	2,000万円以上、7,000万円未満
	C	580点以上、660点未満	500万円以上、2,000万円未満
	D	580点未満	500万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

設備工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	770点以上	1,500万円以上
	B	680点以上、770点未満	800万円以上、1,500万円未満
	C	610点以上、680点未満	300万円以上、800万円未満
	D	610点未満	300万円未満

[備考] ①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

②発注予定金額が3百万円以上8百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

③発注予定金額が3百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所及び代表者自宅が同一町内の場合に限り指名できるものとする。

④上記①②③は管工事について適用することとし、他の業種については上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

舗装工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	840点以上	1,000万円以上
	B	700点以上、840点未満	500万円以上、1,000万円未満
	C	700点未満	500万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

造園工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	690点以上	1,000万円以上
	B	580点以上、690点未満	300万円以上、1,000万円未満
	C	580点未満	300万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

その他工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	730点以上	1,500万円以上
	B	690点以上、730点未満	700万円以上、1,500万円未満
	C	650点以上、690点未満	300万円以上、700万円未満
	D	650点未満	300万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

2 指名業者数の基準は次のとおりとする。

(1) 工事（舗装工事及び3に定める工事は除く）

発注予定金額	業者数
130万円未満	3～5社
130万円以上、500万円未満	4～7社
500万円以上、1,000万円未満	5～9社
1,000万円以上、	6～11社

[備考]

特殊工事及び当該工事の施工に当たっての技術的適性等については、指名審査委員会に諮り決定する。

(2) 舗装工事

発注予定金額	業者数
500万円未満	3～5社
500万円以上、1,000万円未満	6～8社
1,000万円以上	8～10社

(3) 委託業務

発注予定金額	業者数
50万円未満	3～5社
50万円以上、300万円未満	6～8社
300万円以上	8～10社

3 下記の工事の指名基準は次のとおりとする。

(1)プール建設工事

工事内容	業者数
更衣室、下足庫、用具庫、 便所、機械室等	土木A 3社 建築A 7社

(4)消雪工事

工事内容	業者数
管路工事	土木、管業者混合
井戸工事 (揚水設備と一括発注含む)	さく井
揚水設備工事	電気、 機械器具設置業者混合

(2)運動場改修工事

工事内容	業者数
暗渠排水、クレー舗装	土木A 7社 体育施設A 3社

(5)特殊管工事

工事内容	業者数
水道事業に係る推進工法 工事 矢板工法工事 水管橋工事	土木業者の指名可

選定事項の運用基準

選定事項	運用基準
1 不誠実な行為の有無その他信用状態	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づく指名停止期間中であるとき。</p> <p>小松市の事務事業等における暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置対象者で、請負者として不適当であると認められるとき。</p> <p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。</p>
2 工事の成績	<p>工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>優良工事の表彰等を受けていること等、工事の成績が特に優良である場合は十分尊重するものとする。</p>
3 工事施工能力	<p>完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。</p>
4 技術的適性	<p>次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。</p> <p>当該工事と同種工事について相当の施工実績がある。</p> <p>当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められる。</p> <p>当該工事が下記の内容である。</p> <p>ア.新工法を採用した工事 イ.施工条件が厳しい工事 ウ.第三者に対する影響が大きい工事 エ.トンネル・橋梁などの重要構造物工事</p>
5 地域条件	<p>当該工事箇所の地域性を十分配慮し、工事規模と業者の格付けの関係及び事業所所在地の関係において、次の順序を優先して選定する。</p> <p>ア.発注予定金額の格付けに属する業者（上位及び直近下位の級を含む）で、当該工事箇所と同一小学校下内に所在する業者 イ.発注予定金額の格付けに属する業者（上位及び直近下位の級を含む）で、当該工事箇所と同一中学校下内に所在する業者 ウ.発注予定金額の格付けに属する業者（上位及び直近下位の級を含む）で、当該工事箇所の中学校下に隣接する小学校下内に所在する業者 エ.ア、イ、ウの順で、かつ、指名業者数に不足のときは、近接度を勘案し発注予定金額の級に属する業者</p>
6 地域貢献度	<p>小松市との除雪契約業者に対しては、契約地域に係る土木一式工事等にあたり、十分配慮するものとする。</p> <p>小松市との水道施設保安修繕契約業者に対しては、水道施設の管工事にあたり、十分配慮するものとする。</p>
7 同種同一工区工事	<p>同種同一工区（同一分区を含む。）の分割発注工事において、落札した業者は同一年度内で当該落札時以降に発注される同種同一工区（同一分区を含む。）の工事に指名しないものとする。ただし、梯川処理区については安宅、梯、平面、荒屋の4分区を、川辺、国府の2分区を同一工区とみなす。また管工事のうち、支障水道管布設替工事も同様とする。</p> <p>その他の管工事については、同一町内会の区域内での工事中の業者に対する指名はしないものとする。ただし、安宅町、今江町、向本折町の場合は丁目等に区分するものとする。</p>
8 軽微な工事	<p>請負金額がともに500万円未満の工事（前掲該当工事を除く。）に限り、現場代理人及び主任技術者等の選任上、2つの工事を1工事現場とみなした運用ができるものとして、地域性の高い軽微な工事の受注機会に配慮する。</p>